

会 議 録

会議名	平成20年度第3回 八王子市市史編さん審議会	
日 時	平成20年10月27日(月) 午前9時30分～午前11時40分	
場 所	八王子市生涯学習センター 第2学習室	
出席者氏名	委員	松尾正人会長、相原悦夫副会長、池上裕子委員、河合和郎委員、長澤美恵子委員、渡辺忠胤委員
	説明者	佐藤広市史編さん室長、新井雅人市史編さん室主幹
	事務局	(説明者のほか) 杉田博市史編さん室主査、渡部恵一市史編さん室主事、松尾あずさ市史編さん専門員、中村元市史編さん専門員、馬場有美市史編さん専門員、柳澤誠市史編さん専門員、若林清子市史編さん専門員
欠席者氏名	橋山国雄委員、前田成東委員、光石知恵子委員、村松英二委員、	
議 題	1. 基本構想及び編集方針について 2. その他	
公開・非公開の別	公開	
傍聴人の数	なし	
配付資料名	1. 審議関係資料 資料1 市史編さん基本構想内容案(修正案) 資料2 他自治体史各巻の構成(内容)一覧 資料3 市史編さん基本構想答申の参考例	

会議の内容

1. 開会

【松尾正人会長】これより、平成20年度第3回八王子市市史編さん審議会を開会する。4名の委員から欠席の連絡があるが、過半数の出席があるので審議会は成立している。今回の会議録の署名は、50音順で池上委員にお願いします。

2. 職員の紹介

(平成20年10月任用の市史編さん専門員等5名の氏名紹介)

3. 基本構想及び編集方針について

【松尾正人会長】前回に続いて、基本構想及び編集方針について審議する。本日の配付資料について事務局から説明願いたい。

【新井雅人主幹】基本構想の内容案について、前回の審議会でいただいた意見をもとに案を一部修正し、または改めて検討すべき内容を加えたのが資料1である。

まず、編さん目的の部分では、表現が抽象的で難しいという指摘をいただいたので、趣旨をできるだけ変えないようにしながら、多少やさしい表現に変えた。

編さんの方針では、⑤として、写真や図版を多く取り入れて、市民が親しみやすい市史とする、という項目を追加できないかと考えている。

前回、意見の統一が図れなかった、⑧公文書館などの施設の整備を図るという文言をどうするかについては、再度検討を願いたいと考えている。DVDなどマルチメディアを活用するという文言についても、改めて検討願いたい。

次に、市史の内容で自然史と民俗の巻をどう扱うかであるが、事務局としては、自然史と民俗も歴史の一分野であるものの、時間軸が異なっていることから、名称を「通史編」ではなくて「本編」という表現にした経緯がある。また、他の自治体でも、自然や民俗を通史編の1巻として刊行している場合もあるので、当初案どおり、本編のうちの1巻として考えたいと思っている。その場合、配列をどうするかについては、さらに審議を願いたい。

「文化遺産」「美術・絵画」の巻を刊行するかについては、当初から単独で刊行することを考えておらず、通史それぞれの巻の該当する部分で触れるという考えである。同時に、調査報告書や資料集などの形での刊行も考慮したいと考えている。

ダイジェスト版の刊行については、事務局としては、平成28年度までの短い期間に刊行するには少し忙しいのではないかと、内容の濃い充実したものを作るのであれば、本編の編さん終了後に、改めて行う事業として位置付けることはできないかと考えている。

【松尾正人会長】前回の審議会では、さまざまな議論があったが、編さん目的の部分では、表現が抽象的で分かりにくいので、やさしい表現にしたいという意見が多くの委員から出

た。例えば、「市の発展と文化の向上に資する」という言葉を使ってはどうか、「市民の主体的な地域創造」という言葉は少し難しい、「文化」というだけでは少し分かりづらいので、「歴史」という言葉も使ってはどうかなどの意見があったと思う。事務局の修正案は、抽象的な表現をやさしい表現にするという趣旨で改めたものであるがどうか。

【長澤美恵子委員】私はずいぶん良くなっていると思う。

【河合和郎委員】だいぶ分かりやすくなったと思うが、有形、無形の歴史資料の「無形」というのは何を指すのか。

【新井雅人主幹】有形の資料とは、例えば古文書や公文書だが、無形の資料とは、伝承、風習、習俗のような、形に現れないが、歴史上大変重要なものを想定している。

【松尾正人会長】それでは、この部分はこれで進めたい。

次に、編さん方針の部分だが、写真や図版を多く取り入れて市民に親しみやすいものを作るという趣旨を入れてはどうかという議論があった。事務局の修正案では、そのような内容を加えてあるが、意見はあるか。

【池上裕子委員】そのような趣旨を入れておいた方が、実際に市史を作る過程で注意できるので、いいのではないか。

【松尾正人会長】昔に比べると、今の市史は写真や図版の使用が多くなった。できるだけ市民に親しみやすい市史を作るという趣旨であれば、写真や図版などを入れることが、中身は濃くて、なおかつ読みやすく親しみやすい市史を作る方法のひとつかと思う。それでは、⑤としてこの文章を加えることにしたい。

次に、⑧の「編さんの過程で調査、収集した資料は、公文書館などの施設の整備を図り、適正に保存、管理し、広く市民に公開して活用を図る」とある部分の議論である。この部分については、渡辺委員からは、ぜひ頑張ってもらいたいという趣旨の発言があり、相原副会長からは、予算措置がない中、はっきりここで書くのはどうか、との意見もあった。その他の委員からもさまざまな意見があった。この問題についてはどうか。

【河合和郎委員】厳密にいうと、編さん方針と施設の整備というのは、ちょっとなじまない感じがしなくもない。ここに書くのがいいのか、他の場所で提案をした方がいいのか、書く場所の問題もあるような気がするが、当然、公文書館は施設としては必要なもので、ぜひ整備してほしいということは伝えたいと思う。

【松尾正人会長】前回、あまりはっきりと「公文書館の整備」と書いてしまうのはどうかという議論もあった。前回、河合委員は「将来にという言葉を入れておけば」という発言をされている。例えば「編さんの過程で調査収集した資料は」の後に、「将来に向けて」という言葉を入れておけば、相原副会長がご心配された「予算措置がないのに」ということがなくて済むかと思うが。

【新井雅人主幹】今、会長から話があったように、将来に向けてとか、将来的にはとか、含みをもたせるのも一つの案かと思う。また、公文書館とはっきり書かずに、何らかの形でその資料を保存管理、活用する方策を探るという内容にしていくのも一つの方法だろう

と考えている。

また、この内容をどの項目に入れるかということだが、基本構想の項目に限らず、例えば、答申にその他という項目を設けて、その中で触れることも可能かと考える。

【長澤美恵子委員】公文書館や博物館、郷土資料館などの整備については、市民の要望に対して、市長も努力する姿勢を示されている。また、市史編さんの目的として市民の主体的な地域創造に寄与するとあるように、市民というものに比重を置いているなら、市民との接点となるのは公文書館や博物館である。「施設の整備を図り」という言葉には将来的な意味があるのだから、私としては盛り込んだ方がいいと思う。

【相原悦夫副会長】スタンスの違いもあると思うが、私は行政の経験から、政策決定されていない内容について、明確に「整備を図り」と書くことはどうかなと危惧したところである。河合委員が前回発言されたように、将来的な展望を持った内容を表現できればいいのではないかと。行政の担当者が十分に説明できるような形であれば、表記してもいいと思う。

【池上裕子委員】⑧の部分は、「調査、収集した資料は、適正に保存、管理し、広く市民に公開して活用を図る」というところが編さんの方針であって、公文書館などができるかどうかは別にして、資料の調査や保存はやっていかななくてはならないことだと思う。事務局の説明にもあったように、公文書館などが必要だということは付帯意見か付記で市長に答申することがいいのではないかと。私自身も公文書館などはぜひ作るべきだと思っているが、編さん方針として、そこまでこの文章で表記しなくともいいのではないかと。

【佐藤広室長】市の基本構想である「八王子ゆめおりプラン」の文化財に係る施策の部分には、大きな目標として「資料の整理再編」という言葉が入っている。それを受ける形での市史編さん事業だと認識しているので、編さん目的の3つめの項目を盛り込んだ。当然、郷土資料館や旧高尾自然科学博物館の資料なども視野に入っているが、郷土資料館に関しては生涯学習スポーツ部で調査費を計上し、また、こども科学館の運営協議会と郷土資料館の運営協議会を一体として博物館協議会とし、これからのあるべき姿の検討にも入っている。

そこで、私たちが一番意識しているのは、今までほとんど手がつられていなかった公文書の保存であり、それが今回の市史編さんの重要な項目と考えている。この審議会の議論の中でも、公文書館に関する委員の発言は強く感じるのと、あるいは答申に意見書の形で添付して、明確に趣旨を述べていただくという形もあるかと思っている。

【河合和郎委員】話を聞く限りでは、施設整備について反対の方は一人もいないと感じる。そういう施設が必要だということがきちんと伝われば、目的を達すると思う。

【渡辺忠胤委員】公文書館などの施設の整備を図るといことは、市史編さんのひとつの目標である。これからの歴史の研究のために公文書館をぜひ作っていただきたい。

【松尾正人委員】それでは、この部分について取りまとめた。公文書館等の施設については重要であるという点については、委員の意見は共通していると思う。問題はどのよう

表現で、どこに入れるかということである。

今回の答申では、必ずしも基本構想を完璧に文章化する必要はないとのことなので、どの項目に盛り込むかは最終的には事務局にお願いすることにして、公文書館については、市史編さん事業と並行して考えて、ぜひ将来的に作ってほしいという内容を入れておくことでどうか。

今、この多摩地域でも、府中市などのように、公文書館を作るという動きがかなり現実化してきている。調布市も市史編さん事業が終わった後の事業として準備していると聞いており、多摩地域の主要な市でそういう動きが出ている。そう考えると、八王子市が100周年に向けて市史を作るとなれば、やはり公文書館の問題に全く触れない訳にはいかないと思う。また、八王子市が将来、政令指定都市や中核市になるかもしれないが、いずれ政令指定都市は、必ずといっていいほど公文書館を持つようになると思う。そう考えると、やはり公文書館のことは、どこかに入れておきたい。

資料を整理する過程で文書館というのが将来あると分かっていると、資料目録の作り方や収集の方法が変化してくるようになると思う。将来的にはアーカイブズに類するものは市として考えていくと、市史編さんの過程で宣言しておけば、目録などもかなり腰が据わって作れると思う。

【河合和郎委員】会長の言うように、公文書館の重要性を認識するのなら、編さんの方針の中に触れると同時に、別の部分で提言として再度触れなおしてもいいのではないかな。また、欲を言うなら100周年記念事業の中で何らかの位置付けをしてほしいという具体的な注文を付けておいた方がよいのではないかな。将来にわたるといって、いつになるかわからないので、できれば市史編さんが100周年、その基本となる資料館等も100周年をひとつの目標にするというような事でもいいのではないかな。

【松尾正人会長】では、公文書館については何らかの形で書き込むということでもとめたい。もう1回事務局の方で案を作ってもらい、最終的に次回結論を出すということにさせていただきます。

編さん方針のもうひとつの検討事項として、DVDなどのマルチメディアの活用も考慮するという項目を追加することについてはどうか。

【新井雅人主幹】マルチメディアの活用については、前回は話した記憶媒体の将来的な問題があるが、現在の市民にとっては使い勝手がいいというのも事実である。その兼ね合いを考えて検討いただきたい。

【河合和郎委員】貴重な資料は、公開しても市民が直接手を触れるような扱いはできないが、DVDを利用すれば、映像や画像で代用ができる。今の時代にそれを全く意識しないというのはかえっておかしい気がする。10年、20年先の技術的な問題を心配して、DVDの活用を盛り込まないということにはならないと思う。

【松尾正人会長】編さんの方針に追加する予定の「写真や図版を多く取り入れ、」の次に「DVD等の活用も考慮して市民が親しみやすい」というように入れる方法もあるのではない

か。この部分は事務局で文案を検討願いたい。記録媒体については、紙媒体だけでなく、その時々で考えていかなければならないこともあるかもしれない。予算の問題に関わってくるかもしれないが、河合委員の意見を反映する方向で考えたい。

次の市民協働についてであるが、これは八王子市の特色であり、是非これを入れたいという市長の気持ちでもあると思う。他の市史ではこういう項目はあまりなかったと思うが、特に問題なければ盛り込むことで進めたい。

それでは市史の内容の部分に入りたい。前回は、自然史、民俗の扱いについて、自然史、民俗の内容は、他の通史とは異なるので、本編から分離し、別編としてはどうかという意見があった。また、他の自治体史をみると、文化遺産や美術工芸の巻があるので、本市でもそのようなものを考えてはどうかという意見もあった。

【長澤美恵子委員】八王子は他の都市に比べ、文化遺産といえるものが多いように思う。高尾山にしても、全国に知られているところだということを市民に認識していただくためにも、文化遺産に関して1巻作っていただきたい。

【池上裕子委員】今、具体的に高尾山の話が出たが、その他の文化遺産とはどんなものをお考えか。

【長澤美恵子委員】八王子城などもあるし、美術、絵画にしても相当に古いものがあると思うので、まとめて1巻作ったらいいのではないかな。写真、図版などを使えば、文字だけよりも市民の関心も出てくるのではないかなと思う。

【池上裕子委員】文化遺産とか美術、絵画はとても重要で、それを各巻で十分に取り上げることが難しい面は確かにあると思う。しかし、今予定されている巻を作るだけでも大変なうえ、文化遺産に関してさらに1冊加えることは実際上難しい。今日の意見も十分踏まえて、自然とか各時代の巻に写真や図版を入れるような配慮をしながら生かしていくようにするのが限度ではないかなと思う。

美術の中でも、仏像なども含めて寺社にあるようなものは、それぞれの寺社単位できちんとした調査をする必要がある。それを報告書の形で出して、本編のほうに生かしていくというやり方を考えていただきたい。

【松尾正人会長】私も、他の市町村史をみてみたが、例えば、横須賀市史の文化遺産編は一種の資料集で、一つ一つの文化財についてサイズや形態を書き上げた報告書を厚くしたという感じである。その場合には、例えば中世や考古の資料編などと競合してしまう気がしないでもない。よほどしっかりした資料があつて、重点的にまとめられるなら1冊になるのかもしれないが、そうでない場合には少し柔軟に考えなければいけない気がする。

長澤委員の考えをできるだけ尊重するならば、本編や資料編の内容に、文化遺産、美術工芸などの項目を作って入れる方法もあると思う。また、高尾山薬王院文書などは法政大学から出版されているので、それと重複しないよう、それ以外のものについて調査報告書を出す方法もあるのではないかな。

個別に1巻刊行することは時間的に難しいという話もあるし、よほどまとまった資料が

ない限り、本編の中のどこかに入れる以外、技術的にも難しいのではないかと思います。基本構想の中に、文化遺産、美術工芸についても配慮するという文章を加えるということでしょうか。

【相原悦夫副会長】文化遺産、美術工芸については、1巻刊行するという事になると、欠落部分があってはまずいのでなかなか難しい。通史の中世、近世の中に美術とか工芸の項目を立てて、その中で処理していくことが一番よろしいかと考える。

【松尾正人会長】次に自然史、民俗の扱いはどうするかということだが。

【相原悦夫副会長】自然史、民俗は時系列の中から除外して、別巻という形で整理すると多少違和感がなくなるのではないかと思います。

【池上裕子委員】自然史に、歴史の「史」を付ける必要があるのかどうかということもあるが、自然にはもちろん歴史も含まれる訳だし、現在の研究状況でいうと、自然、特に災害のことが歴史研究と密接につながって重視されているという状況がある。民俗についても、歴史と民俗の接近ということが今の研究状況の主流になっている。

そうであるので、特に別編とする必要はなく、2つとも本編として入れるのがいいのではないかと思います。

【松尾正人会長】私も、名称を通史編としないで本編としているので、自然史、民俗を本編に含めていいのではないかと思います。ただその場合、自然史と民俗が前後に分かれていて、時系列からいうとちょっとアンバランスかなと思う。

別表でみると刊行年度を意識しているのかと思うが、何も刊行年度順に並べなくてもいい訳で、例えば1巻は原始・古代、2巻は中世にして、後ろの方に自然史、民俗としておいた方がいいように思う。

【佐藤広室長】市史編さん事業は、地域の総合学として取り組む課題だろうと思っている。その立場から考えていくと、市史は時間軸で地域を考えるということかと思う。

自然に関しては、「自然」とするか「自然史」とするかというところがある。学術的には自然史でいいのかと思っているが、一般には自然と言った方がより分かりやすいと思う。

自然は、市民の生活するステージとして絶えず存在していると思うし、特に近年は環境という観点からも市民の強い関心がある。また、地震の問題などもあり、災害史などは自然と歴史が密接に関係している。市民一人一人も生命体であり、自然の人であるという認識を深めていただく必要があると思い、そういう意味で自然という分野を巻構成の最初に置いたという経過がある。

また、民俗という分野は、ご指摘のように歴史学と密接に関わりがあり、広い意味での歴史学の一分野であると思う。民俗学の専門の方々にはお叱りを受けるかもしれないが、強引に考えれば近現代史の1コマかと思う。そういう意味で、巻構成では自然を最初に置き、文献中心の歴史学の各分野を次に置き、最後に民俗という形を置いて本編と考えたものである。

【松尾正人会長】まず、「自然」とするか「自然史」とするかということだが、仮に「自然」

という表題にするにしても、「自然史」という観点が重視されてきていることは念頭に置いておく必要がある。ただし、今「自然史」と決めてしまうと、他にも配慮しなくてはいけないことが出てくる気もする。

富士山に近い小山町の「小山町史」では、富士山の噴火による災害を取り上げているが、これは災害など自然の問題や、地球全体の環境に関わる問題が、身近な問題として関心を持たれていることだと思う。そういうときに、自然を歴史的な視点から見直していくことは本当に大事だと思う。

今の段階では、表題を「自然」としておき、将来的には「史」を付け加えることも含めて、今後、編集委員会などでも検討していただくようにしたいと思う。

次に巻構成の順序についてだが、前回の渡辺委員の意見もあるので、自然と民俗を後ろの方に置いて、刊行の順序などについては、これから編集委員会で議論していただくことにしたい。

次に編さん期間についてである。渡辺委員や光石委員、池上委員からも、平成28年度までの8年間で刊行は、時間的にかなり厳しいという意見も出ているが、審議会としてはこれでいこうということであり、当初の案からの修正はない。

刊行計画については、先ほど出たように一部配列を変更した。もう一つ、平成28年度までに編さんする中で、この刊行計画を見直す必要が出てくる。そのため、案では5年後を目途に見直しを図ることとなっている。

私たち審議会の任期が3年であるので、任期が終了する際に、刊行計画についても一度議論してもいいのではないかと。刊行計画を変えるか変えないかは別にして、3年目で一度検討して新しい方向を示してもよろしいかと思う。

【河合和郎委員】この答申が出されると、3年先まで審議会の会議は開かれられないということか。

【松尾正人会長】そういうことではない。答申そのものを簡単に変える訳にはいかないが、また別の形での議論があるのではないかと。審議会は、その間にも必要に応じて開かせていただくことは必要と思う。

では、事務局案では5年後を目途に見直しを図っているが、私たちの任期が3年なので、3年後を目途に刊行計画について検討することとしたい。また、その間にも必要に応じて委員会は開かせていただくというふうにしたいと思う。

次に頒布方法についてだが、特に具体的なことは書いておらず、市民が購入しやすい価格設定、方法となるようにつとめるとあるが、事務局で具体的な考えはあるのか。

【新井雅人主幹】価格は、実際に出版する際に決めることになると思うが、事業全体の中で赤字を出さないよう決めることになると思う。頒布の方法について考えられるのは、一般書店における販売である。市史を広く市民に手に取ってもらいたいという考えであれば、一般書店でも扱える方法を考えることも必要かと思う。

【松尾正人会長】多くの市民の方に、親しみをもって市史を活用していただくためには、

一般の書店でも買えるようにするのはいいと思う。

【相原悦夫副会長】基本構想の中に頒布方法の項目を入れるかどうかについてだが、従来、自治体が刊行する書籍は利益を含まず、印刷・製本原価が頒布価格という形でやっている。八王子市の場合も、そういう形で頒布するのではないかなと思うが、そういうことになるのと頒布にあたって市民が購入しやすい価格設定をとるという文言は、特に必要ないのではないか。利益を求めない頒布方法を取っているのが前提であるが、書店の店頭と並べて一般の書籍と同じような頒布方法で売るということになる、そこに利益の差が出てくるから、価格は大体2割ぐらい上がる。そういう形のものについて購入しやすいというようなことを書いても、あまり意味はないのではないか。むしろ市が直販で頒布するということが、はるかに市民にとっては格安の価格で購入できるということである。例えば実費で売れば4500円や5000円のもので、店頭販売すると6000円や7000円になったりすることもあり得る。

【佐藤広室長】事務局としては、価格設定、頒布方法については、行財政改革の中での刊行だということ強く意識している。市は従来からホームページにバナー広告を入れたり、千人同心史のダイジェスト版にも、わずかだが広告を入れたりしている。市史についても、そういう工夫をすべきだろうと思う。今は予測的なことしか言えないが、例えば出版社と提携して出版する方法もあると思うし、広告掲載などさまざまな財源努力が必要かと思う。

【長澤美恵子委員】この文言は、なるべく各家庭に1冊でも置いていただきたいという意味も込めているのだと思うから、盛り込んでもいいのではないか。

【松尾正人会長】それでは、表現は事務局と相談させていただくことにして、この文言は盛り込むことにしたい。

続いて、普及活動及び付帯事業だが、検討事項として「市史を広く市民に普及させるためにダイジェスト版を刊行する」との項目を盛り込むかどうかということがある。事務局の意見としては、平成28年度までの短い編さん期間内では、充実した内容のダイジェスト版刊行は対応困難であり、盛り込まない方向で考えたい。盛り込む場合は今回の編さん事業終了後に改めて行う事業として盛り込む形を取ればと考える、ということになっている。前回は、長澤委員、村松委員から、市民の立場としてはダイジェスト版が必要という意見があったかと思う。

【長澤美恵子委員】頒布方法とも重なるが、刊行計画では本編が8巻、資料編が6巻である。これを各家庭に置くとなると、相当に場所を取るだろう。価格設定もそうだが、市民が購入しやすい歴史書になるのかどうか。

【新井雅人主幹】今予定している全14冊をそろえたら、価格も何万円単位になると思うし、どこまで各家庭に普及できるかはなかなか難しいかもしれない。そのためのダイジェスト版の刊行ということになるかと思うが、会長の方から読み上げていただいたとおり、事務局としてはダイジェスト版自体が不要であるという考えではない。ただ、これから8年間という短い期間での編さんであれば、できれば本編、資料編の方に全力を集中してい

きたい。また、短い期間の中でダイジェスト版を作った場合に、どこまで内容の充実したものが作れるか、という不安があるのも事実である。

他の自治体史でダイジェスト版を出しているところはいくつもあるが、編さん期間内に刊行したとしても、一番最後の刊行になっている。また、所沢市のように、市史編さん事業終了後10年間かけて、すでに刊行した通史編の内容をダイジェストし、図版、写真等を多く入れて価格も手頃なものを作ったところ、市民にも好評で売れ行きもいいというケースも聞いている。ダイジェスト版そのものを否定するつもりはないが、今回の編さん期間内で行うのはどうかと考えている。

【河合和郎委員】スケジューリング的なことは分かるが、市民協働を求めてまで、市史を市民に普及したいという姿勢が行政にあるとすれば、やはり親しみやすいもの、市民の手元に置けるものを作る必要がある。購入しやすい設定価格といっても赤字が出ない程度の設定だろうから、それほど安くはならないと思うし、何万円もする本を全巻そろえることは難しいだろう。それでは言っていることとやっていることが違うという感じがする。

少なくとも、刊行は後にするとしても、ダイジェスト版の位置付けはしておく必要はある。市民に普及するとすればダイジェスト版しかない訳だから、その位置付けを外してしまっただけではいけない気がする。

【松尾正人会長】ダイジェスト版というものが具体的にどういったものかは、なかなか難しい。通史編をコンパクトにしたものがダイジェスト版だが、図録のように図とか写真を多くして読みやすくして、少し判も大きくした形のものも広い意味ではダイジェスト版になるかもしれない。長澤委員が言っているのはどちらかということ図録に近いものではないか。

【長澤美恵子委員】前回配付された「のびゆく八王子」のようなものは、私たちが見ても分かりやすく、内容も濃いものになっている。これだけ市民参画といいながら、刊行された本を家に置いておけず、市民として違和感を感じてはいけないので、平成28年度までとはいわないが、なるべく近い将来、市民の手元に置けるようなダイジェスト版ができればいいと思う。

【池上裕子委員】事務局も作る気がないということではないので、どこかに盛り込んだほうがいい。実際には、本編ができた後、新しく編集委員会を作るのであれば、ダイジェスト版の編集は無理だと思う。また、市史編さん事業での成果を十分に反映するためにも、ダイジェスト版は本編の後に作るということをごくどこかに入れておくことでいいのではないか。

【佐藤広室長】事務局としては、編さん期間内でできるだけ基本的な部分の仕事をしたい。基本的な仕事をしておけば、後で普及版が作れるという考えでいきたいと思う。

例えば台東区では電車の中でも読めるような形の文庫本で区史を出しているし、近年では函館市が編さん終了後、デジタル版をネット上で配信している状況もある。そういった中で、ダイジェスト版では印刷方法もオンデマンド印刷で、必要なところだけプリントし

て単価を落とすという方法もある。ダイジェスト版については課題としていただいて、将来、基本構想を見直す際にはまた検討して、市民協働の考えとも合うような形で事業を構想させていただきたいと思う。

【松尾正人会長】そうすると、普及活動及び付帯事業の項目に、今のご意見を尊重する形で文章を加えることはどうか。例えば、将来に向けダイジェスト版、普及版など、市民の手に入りやすいものを考慮するということではどうか。

私も「甲府市史」のダイジェスト版を見てみたが結構厚い。300ページくらいあるようなしつかりした、工夫しないと市民向けにはなかなか難しい内容という感じである。したがって図録や副読本のような形の方が長澤委員の趣旨に合うかと思う。ダイジェスト版という言葉の中で、図録や副読本という意味を含めた、少し幅を持たせたダイジェスト版を作るべきであるという表現を入れてはどうか。

また、河合委員から年表が大事だという話があったが、本編の各巻に載せないとすれば、ダイジェスト版に入れる事にしてはどうかと思う。

今のようなことを付帯事業の項目に盛り込むことでどうだろうか。

【河合和郎委員】それでいいと思う。やはり市史は実際に使えないと意味がない。そのためにはダイジェスト版や年表などがいい。ある時代の時代背景を調べるには、やはり年表が必要で、そこから市史の本編に入っていくというのが一番入りやすい。

【松尾正人会長】最後に、編さん組織の項目だが、前は顧問について、盛り込むべきかどうかという意見があったかと思う。

私としては、実際の人選に関わってくるから、ここで無理にこうあるべきだというふうにしつこく書き込む訳にはいかないのではないかと考えている。例えば顧問を何人置くとか、各分野に置くということになっていくときりがないように感じる。また、手当や勤務形態とかの問題も出てくるのではないかと考える。次回、最終的にもう一度確認したい。

以上で資料1、資料2についての議論が終わった。次は、資料3について事務局から説明したい。

【新井雅人主幹】それでは資料3について説明する。

これまでの議論で、市史編さんの基本構想として内容に盛り込むべき点が、かなり固まってきたのではないかと考える。これが固まれば、第1回目の審議会で市長から受けた諮問に対する答申という形で取りまとめをすることになる。

第1回の審議会でも説明したが、市史編さんの基本構想については、この審議会で審議をいただき、市長に答申していただく。その内容を十分に尊重しながら、最終的には市の責任において、市としての基本構想案を策定することになる。さらにその間にパブリックコメントの手法をとり、広く市民からの意見を聴取した上で最終的な基本構想としてまとめることになる。

そこで、審議会から市長に答申する際にどのような形の答申とするかについて審議をしていただきたい。一定程度完成された基本構想の案を作ってください、それを答申とする

という方法もあるが、別の方法も考えられる。

本日資料3としてお配りしたのが、相模原市の市史編さん審議会が相模原市長へ答申した「相模原市史続編編さんの基本的な考え方」である。この答申では、最初に市史編さんの経過と趣旨を記し、その後に編さん方針や刊行巻数及び内容などの項目ごとに、審議会としての意見、要望を述べている。本市の審議会でも、これまで議論していただいた内容をこのような答申の形にまとめることはいかがかと、事務局では考えている。

【松尾正人会長】完成された基本構想の文章を作るということではなくて、審議会としての意見をまとめて答申する。それに対して、パブリックコメントを行ったうえで、市の責任で基本構想を文章化することになると、この審議会では相模原市のような箇条書きで意見をまとめてもいいのではないか。

ただし、審議会としての意見だから尊重してもらわないといけない。パブリックコメントなど、市としてのやり方はあると思うが、審議会で、これだけしっかり議論してきている訳だから、私からも市長に申し上げなければいけないと思う。

それでは、今日まで議論した内容を事務局の方で相模原市のような形に当てはめて、文章にしたものを委員に送るので、次回までに少しご検討いただき、最終的にそれを調整することでどうか。文章にする際は、基本的には審議会で議論した内容を入れてもらいたい。市の考えもあると思うので、それを含めることはいいが、審議会での議論をはずしたり順番が逆になったりすると、次回以降の議論が出来なくなるので、ぜひよろしく願いたい。

【河合和郎委員】答申した後の流れがどうなるのか、もう一度説明いただきたい。

【新井雅人主幹】審議会を作って審議いただいているので、その答申を十分に尊重し、市としての基本構想の案をまず作りたいと考えている。当然、その際は市としての意思決定を取る必要がある。その案についてパブリックコメントという形で市民からの意見を聴取していく。その意見を参考にして、一部修正の必要があれば、案文を一部修正し、最終的に基本構想としての文章を確定させるという流れになると考えている。

【松尾正人会長】私たちの答申をもとにして、市として責任をもった文章に作りかえるということだ。

【長澤美恵子委員】市民に対して意見を求めるのは、具体的にはどういう方法で行うのか。

【新井雅人主幹】10月に施行された市民参加条例に基づいて行われるが、具体的には、基本構想案を市のホームページで公開する、あるいは市の施設において冊子にしたものを公開する。最低1か月間公開して、その間に意見があれば出していただく。出された意見を参考にして修正が必要であれば修正する。修正しないのであれば、なぜ修正をしないのかという理由をはっきりさせる。こういう手続きがパブリックコメントである。

【河合和郎委員】そうすると、審議会が答申してしまうと、言葉は悪いが審議会は関係なくなるということか。市の作った基本構想案については、審議会の意向をまとめてこのような案を作ったというフィードバックはないということか。

【佐藤広室長】行政で一般的なのは、審議会を作って、諮問して答申したら終わりという

形だが、市史編さんは継続的な事業であるので、市長から改めて審議会に諮問し、事業の進行管理、事業が計画どおりに進んでいるかどうかを報告させていただき、継続してチェックするような位置付けをさせていただけたらと考えている。

【松尾正人会長】そのチェックは、市の基本構想ができるまでの間のことか、できた後まで含めるのか。

【佐藤広室長】審議会から答申を受けて、その答申を尊重して、市として意思決定して作る訳だから、その事業経過も審議会にチェックしていただく。それから、編集委員会などで決定する事項でも、重要な事項に関しては、審議会の了解を得るような形で進めていきたいと思う。

【松尾正人会長】そのためには審議会が継続している必要がある。基本構想の重大な変更については、審議会にもう1回下ろしてもらうことも大事である。

この審議会でも、長澤委員、村松委員は市民の代表として参加しているのだから、ここでも市民を代表して発言していただいているはずだ。だから、パブリックコメントで意見が出たからといって、基本構想の案を簡単に変えられてしまうと困る。専門家の方と市民の代表が力を合わせて慎重に議論した訳だから、その答申を無視されたら何のための審議会かということになる。私も市長に慎重に議論したということは言いたいと思うし、そのためには議事録をしっかり作っていただいて、私たちがおろそかにしないでやってきたということを証明したいと思う。

【相原悦夫副会長】プロセスから考えると、答申後に事務局が作った基本構想案を、審議会にかけずストレートに市民の方に提示するとなると、審議会は答申をただで終わってしまうという嫌いもある。同じように審議会にも案を提示してもらわないと、審議会の存在意義がなくなってしまうのではないかと思う。

【松尾正人会長】手続的なことは審議会条例に規定されている訳ではないので、あくまで尊重してもらおうという一種の約束だと思う。市長から委嘱された時の私たちの使命の問題だ。そう考えれば、キャッチボールしなくても、市長の方はしっかり頑張ってもらえる。一種の信頼関係だと思う。

【佐藤広室長】条例で審議会を設置して議論していただいているということは、今の行政制度の中で十分意義があるし、審議会の答申に意味がないということはないと思っている。審議会での議論があり、事務局としては基本構想案の考え方を作れた訳だから、それをもとにパブリックコメントの市民意見に対してきちんと説明する。審議会の議論は、そのバックボーンになっていると思う。

【松尾正人会長】この審議会でも議論したことが、パブリックコメントで市民の皆さんから意見が出てきた時に事務局が対応する有力な根拠になる点で、この審議会が大きな意味もっているということである。

4. その他

(次回の審議会日程等について調整)

5. 閉会

【松尾正人会長】他になければ、これで本日の審議会を閉会する。

会議署名人

平成20年12月 28日

池 上 裕 子